

正社員採用基準規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、就業規則第 11 条に基づいて試用社員または研修社員 から正社員に採用する際の採用基準について定める。

(勤務成績)

第 2 条 最短試用期間あるいは最短研修期間（両期間とも 3 ヶ月以上 4 ヶ月 以内）に欠勤・遅刻・早退・私用外出が一度もないこと。

2 前項条件に満たない場合、継続する試用期間あるいは研修期間内において、一定期間（1 ヶ月以上）欠勤・遅刻・早退・私用外出が一度もないこと。

3 次の場合、勤務成績上欠勤・遅刻・早退・私用外出としない。ただし、給与計算上は欠勤・遅刻・早退・私用外出として控除対象とする。

- ① 試用社員として入社した者で、前職等の引継作業で欠勤・遅刻・早退・私用外出が見込まれ、入社時にあらかじめ会社の承認を得たとき。
- ② 役所の手続き等で万止むを得ず出勤日に時間が必要で、あらかじめ会社の承認を得て私用外出したとき。

(技能および適性)

第 3 条 技能および適性が正社員として一定の水準に達していると認め得ること。

(付 則)

第 4 条 この規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。